



宮 崎 県 公 報

令和4年7月28日(木曜日) 第327号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	
○救急病院の認定……………(医療政策課) 1		○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 5
○指定障害児通所支援事業者の指定(2件) ……(障がい福祉課) 1		○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見(3件) ……(“) 5
○指定障害児通所支援事業の廃止……………(“) 2		○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 6
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(伐倒駆除等) ……(自然環境課) 2		○土地改良区の定款変更の認可……………(“) 7
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(移動制限・禁止) ……(“) 2		○県営土地改良事業計画の変更……………(“) 7
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令(“) 3		○まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量……………(漁業管理課) 7
○民有林の保安林の指定(3件) ……(“) 3		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 7
○保安林の指定施業要件の変更……………(“) 4		○公共測量の実施の通知(2件) ……(“) 8
○道路の区域の変更(3件) ……(道路保全課) 4		○入札公告……………8
○道路の供用の開始……………(“) 5		人事委員会規則
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(砂防課) 5		○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………10
○土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 5		公安委員会公告
		○警備員指導教育責任者講習の実施について……………10

告 示

宮崎県告示第 476号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県立日南病院	日南市木山1丁目9番5号

2 救急病院の認定の有効期間

令和4年7月17日から令和7年7月16日まで

宮崎県告示第 477号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550400172	放課後等デイサービスモアナ	日南市西弁分3丁目1番1	合同会社おび杉園	日南市乙姫町2番5号	令和4年6月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 478号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200796	きぼうがおか	都城市早鈴町8番地1	特定非営利活動法人笑福会	北諸県郡三股町大字樺山4672番地50	令和4年7月1日	児童発達支援事業所

宮崎県告示第 479号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552100101	ひゅっげレスパイトサービス	宮崎県東臼杵郡門川町南町4丁目104番地	ひゅっげレスパイトサービス合同会社	宮崎県東臼杵郡門川町南町4丁目104番地	令和4年8月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

宮崎県告示第 480号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和4年10月1日から令和5年5月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼

却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。
- (3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

宮崎県告示第 481号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和 4 年 7 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 (1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 482号

森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和 4 年 7 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町、川南町及び門川町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに高鍋町、新富町、川南町及び門川町の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 5 月 20 日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3 に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが 6 ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、15 ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3 に掲げる措置を 1 (2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3 に掲げる松林の所在する市町の長を経由して、当該市町の区域を管轄する農林振興局長に提出しなければならない。

(4) 農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が 3 に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3 に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 483号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 7 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字先黒石平 2468、字下円蔵 2541、2541-1、2543-1、2543-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 484号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 7 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重 1868-34、1868-36、1868-51、1868-76、1868-84、1868-90、1868-278 から 1868-281 まで、1898-9

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾八重 1868-51（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 485号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町瀧上字荷田坪5034-4・5035-6・5035-7(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、5033-9、字帆柱山9520-1・9520-2・9521-1・9521-2・9522-2・9523-4(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字荷田坪5033-9、字帆柱山9522-2・9523-4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 486号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重1868-51(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興

局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 487号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年7月28日から同年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立1218番62地先から同郡同村同大字1218番64地先まで	旧	19.5~26.5	13.3
				新	20.8~36.9	13.3

宮崎県告示第 488号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年7月28日から同年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字大野平5351番1地先から同郡同町同大字同字5352番1地先まで	旧	20.8~32.1	163.1
				新	27.6~38.1	163.1

宮崎県告示第 489号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年7月28日から同年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西白杵郡高 千穂町大字 向山字赤仁 田5386番7 から同郡同 町同大字同 字5391番1 地先まで	旧	3.8～ 13.3	115.2
				新	8.0～ 20.7	115.2

宮崎県告示第 490号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年7月28日から同年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	西白杵郡高 千穂町大字 向山字赤仁 田5386番7 から同郡同 町同大字同 字5391番1 地先まで	令和4年7月28日

宮崎県告示第 491号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成24年9月27日宮崎県告示第 656号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延 岡 市	古川第12	II-1-7598	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 492号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延 岡 市	古川第12	II-1-7598	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス大塚中央店
宮崎市大塚町京園3114-1
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和4年5月27日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年7月28日から令和4年8月29日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド宮崎花ヶ島店
宮崎市花ヶ島町瀬々町2600 外38筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和 4 年 5 月 26 日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
令和 4 年 7 月 28 日から令和 4 年 8 月 29 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 28 日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タカミヤ宮崎恒久店・ドラッグストアモリ恒久店
宮崎市大字恒久字小橋4378番 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 4 年 5 月 26 日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
令和 4 年 7 月 28 日から令和 4 年 8 月 29 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 28 日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
宮崎大塚貸店舗
宮崎市大塚町2999番 8 号 他

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の名称及び所在地の変更
令和 4 年 5 月 26 日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 7 月 28 日から令和 4 年 8 月 29 日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、三納川筋土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次とおり届出があった。

令和 4 年 7 月 28 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	池野康己	西都市大字平郡83番地 1
理事	斉藤重保	宮崎市下北方町下郷6005番地 1
理事	菊知克洋	西都市大字三納3607番地
理事	甲斐崇史	西都市大字三納2119番地 3
理事	杉尾光義	西都市大字清水52番地
理事	市川輝光	西都市大字三納1653番地 2
理事	伊藤誠悟	西都市大字平郡5758番地
理事	長田良弘	西都市大字下三財1704番地
理事	黒木憲司	西都市大字平郡3671番地 2
理事	児玉修一	西都市大字加勢2041番地
理事	上塘昭彦	西都市大字三納8552番地 1
理事	猪股英和	西都市大字三納7294番地 4
監事	川口忠弘	西都市大字清水 108番地 3
監事	佐々木富男	西都市大字平郡 868番地
監事	松浦輝義	西都市大字加勢2198番地
監事	井上文雄	西都市大字下三財1408番地

（任期：令和 8 年 6 月 29 日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	池野康己	西都市大字平郡83番地 1

理事	齊藤重保	宮崎県下北方町下郷6005番地1	<p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 令和4年7月28日から令和4年8月26日まで</p> <p>3 縦覧場所 高千穂町役場農地整備課内</p> <p>4 その他 この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。</p> <hr/> <p>漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を令和4年7月1日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。 令和4年7月28日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度(令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量(法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。)は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業</td> <td>24,717トン</td> </tr> <tr> <td>宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業</td> <td>現行水準</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。 令和4年7月28日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>	知事管理区分	数量	宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業	24,717トン	宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準
知事管理区分	数量								
宮崎県まさば及びごまさばまき網漁業	24,717トン								
宮崎県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準								
理事	三浦一喜	西都市大字三納10042番地1							
理事	菊知克洋	西都市大字三納3607番地							
理事	甲斐崇史	西都市大字三納2119番地3							
理事	杉尾光義	西都市大字清水52番地							
理事	市川輝光	西都市大字三納1653番地2							
理事	有田英二	西都市大字三納7265番地							
理事	伊藤誠悟	西都市大字平郡5758番地							
理事	長田良弘	西都市大字下三財1704番地							
理事	黒木憲司	西都市大字平郡3671番地2							
理事	児玉修一	西都市大字加勢2041番地							
監事	川口忠弘	西都市大字清水108番地3							
監事	佐々木富男	西都市大字平郡868番地							
監事	松浦輝義	西都市大字加勢2198番地							

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、鶴毛・榑木土地改良区(日向市)から令和4年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、栃ノ木地区県営土地改良事業(高千穂町、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月28日

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-2)第7941号	(株)コリント	那須光子	宮崎県宮崎市下原町347-6	一般	大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和4年6月8日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第8411号	(有)平組	甲斐武	宮崎県日向市大字日知屋2304-3	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和4年6月3日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月3日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-29)第 608号	(有)南興建設	川上 一郎	宮崎県都城市 高城町石山2727	一般	解体工事業	令和4年6月29日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第3930号	(有)ハタ商会	秦 龍郎	宮崎県延岡市 卸本町12-4	一般	大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業	令和4年6月21日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月21日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-1)第6671号	(株)コダマ設備工業	児玉 義男	宮崎県日向市 大字財光寺 279-2	一般	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	令和4年6月29日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-2)第7918号	(有)中央防災設備	飯干 保雄	宮崎県宮崎市 吉村町北原甲1439-6	一般	電気工事業	令和4年6月13日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第9991号	(株)マエムラ電設	前村 康成	宮崎県都城市 葦原町2296-7	一般	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	令和4年6月10日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 11732号	(株)飯干商事	飯干 耕成	宮崎県延岡市 卸本町1-30	一般	電気工事業	令和4年6月7日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-4)第 13624号	(株)中丸工務店	中丸 文雄	宮崎県都城市 平塚町3002-2	一般	土木工事業	令和4年6月2日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月2日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13650号	(株)和晃	山本 圭介	宮崎県宮崎市 大字芳土 1970-1	一般	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	令和4年6月23日付けで廃業した旨の届け	令和4年6月23日 (一部廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、川南町長から次のとおり通知があった。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域
川南町（全域）
- 3 作業期間
令和4年7月11日から令和5年2月28日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
西臼杵郡日之影町大字七折
- 3 作業期間
令和4年7月14日から令和5年9月30日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 ICカード運転免許証更新自動受付機の賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 ICカード運転免許証更新自動受付機一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部運転免許課

(7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む。）の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者であること。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。

(6) 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書に必要な書類を添付して、令和4年9月2日(金)午後5時までに下記12の場所に提出しなければならない。提出方法については、持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じな

ければならない。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

(2) 期間 令和4年7月28日(木)から令和4年9月13日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和4年7月28日(木)から令和4年9月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

※送付により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号

(2) 期限 令和4年9月14日(水)午前11時 ※送付にあつては、令和4年9月13日(火)午後5時必着とする。

(3) 方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室

(2) 日時 令和4年9月14日(水)午前11時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Driver's license renewal automatic reception terminal, 1 set

(2) Time limit for tender 11:00 a.m. 14 September, 2022 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 13 September, 2022)

(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 28 日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第15号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）				
組 織 区 分	市 郡 名	町 村 名	公 署 名	級 別 区 分	組 織 区 分	市 郡 名	町 村 名	公 署 名	級 別 区 分
[略]					[略]				
警察本 部	[略]			1級	警察本 部	[略]			1級
	西白杵郡	高千穂 町	高千穂警察署岩戸駐在所		東白杵郡	美郷町	日向警察署北郷駐在所		
					西白杵郡	高千穂 町	高千穂警察署岩戸駐在所		
					同	同	高千穂警察署上野駐在所		
					同	日之影 町	高千穂警察署高松駐在所		
別表第2（第4条関係）					別表第2（第4条関係）				
組 織 区 分	市 郡 名	町 村 名	公 署 名		組 織 区 分	市 郡 名	町 村 名	公 署 名	
[略]					[略]				
警察本 部	串間市		串間警察署都井駐在所		警察本 部	串間市		串間警察署高松駐在所	
	東白杵郡	美郷町	日向警察署西郷駐在所		同	同		串間警察署本城駐在所	
	同	同	日向警察署北郷駐在所		同	同		串間警察署都井駐在所	
	西白杵郡	高千穂 町	高千穂警察署上野駐在所		東白杵郡	美郷町		日向警察署西郷駐在所	
					西白杵郡	日之影 町		高千穂警察署八戸駐在所	
					同	同		高千穂警察署日之影駐在所	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第24号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和4年7月28日

宮崎県公安委員会委員長 島津 久友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	令和4年10月24日（月）から10月26日（水）まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規

則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
2号警備業務 (追加取得講習)	令和4年9月12日(月)から9月27日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

--	--